

■世田谷区公共施設利用案内システム

「けやきネット」ガイドブック

第18版



《 抽選申込・予約・空き照会・施設情報など 》

けやきネットホームページ <https://setagaya.keyakinet.net/Web/>

利用者端末機の設置場所、ご利用時間は19ページをご覧ください。

けやきネットホームページへのアクセスは下記二次元コードから

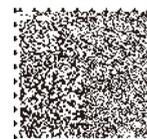
けやきネットのご利用時間

7:00～24:00 (年中無休)

音声コード



世田谷区



※本誌は、令和6年4月現在の内容です。掲載内容が変更となる可能性がありますので、最新情報は区ホームページ、けやきネットホームページ、または各お問い合わせ先にてご確認ください。

お願い

けやきネットの施設は、グループ活動の場として開放している施設です。

施設を快適にご利用いただくために、特に次のことについて、遵守をお願いします。

【主な項目】

- 営利行為は行わない
- 予約の譲渡や転貸はしない
- 同一団体による複数の登録はしない
- 不特定多数では利用しない
- 使用しない場合は早めにキャンセルする
- 誤った予約がないか予約内容を確認する
- 登録事項の変更はすみやかに申請する

詳しくは、本ガイドブック10～13ページの「施設利用のルール」や、80～81ページの「世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への利用制限に関する基準」をご覧ください。

目次

■利用者登録にあたって	2
1. 利用者登録の種類	2
2. 登録の要件	2
3. 団体の種類	2
4. 登録有効期限及び更新手続きについて	3
5. 登録事項の変更手続きについて	3
6. 登録の廃止手続きについて	3
7. 各種手続きの方法について	4
8. 申請書類の配布と受付の窓口	6
■施設使用料のお支払いについて	7
■施設利用のルール	10
■施設利用の流れ	14
1. 予約の種類とスケジュール	14
2. 予約のキャンセルについて	16
3. 屋外施設における天候不良を理由としたキャンセルについて	16
4. 羽根木公園の茶室（星辰堂・日月庵）の申し込みについて	17
5. 施設利用の予約方法	18
■利用者端末機設置施設一覧	19
■施設使用料金一覧	21
A. 集会施設	22
B. 公園施設	46
C. スポーツ施設	50
D. 学校開放施設	58
■利用目的別利用可能施設一覧	72
■世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への 利用制限に関する基準	80
■施設マップ	82
■申請書関係書類	86



■利用者登録にあたって

1. 利用者登録の種類

公共施設利用案内システム「けやきネット」利用者登録には、一般団体とテニスグループがあります。

登録が完了すると、インターネットまたは利用者端末機から利用者登録カードが発行できるようになります。利用者登録カードは施設利用時に提示してください。登録したパスワードは、他人に悪用されないように厳重に管理してください。

2. 登録の要件

(1) 一般団体

- ・ 構成員が5人以上であること
- ・ 構成員の半数以上が世田谷区内在住・在勤・在学者であること
- ・ 施設使用についての責任及び、区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者とする
- ・ 原則として世田谷区内在住の方を代表者とする

(2) テニスグループ

- ・ 構成員が2人以上4人以下であること
- ・ 構成員の2人以上が世田谷区内在住・在勤・在学者であること
- ・ 施設使用についての責任及び、区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者とする
- ・ 原則として世田谷区内在住の方を代表者とする

※5人以上の構成員でテニスを行う場合は、一般団体として登録してください。

※テニスグループが利用できる施設は、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園、総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砦総合運動場、第一生命相樂園の「テニスコート」のみです。

※学校施設の「テニスコート」を利用する場合は、一般団体として登録してください。

3. 団体の種類

(1) 区内在住者団体

(一般団体)

- ・ 構成員の半数以上が世田谷区内在住であること
- ・ 例) 構成員が合計5人で、3人以上が世田谷区内在住である場合

(テニスグループ)

- ・ 構成員の2人以上が世田谷区内在住であること
- ・ 例) 構成員が合計2～4人で、2人以上が世田谷区内在住である場合

(2) 区内在勤・在学者団体

(一般団体)

- ・ 構成員の半数以上が世田谷区内在勤・在学であること
- ・ 例) 構成員が合計5人で、3人以上が世田谷区内在勤・在学である場合
- ・ 例) 構成員が合計5人で、2人以上が世田谷区内在勤・在学、1人が在住である場合

(テニスグループ)

- ・ 構成員の2人以上が世田谷区内在勤・在学であること
- ・ 例) 構成員が合計4人で、2人以上が世田谷区内在勤・在学である場合
- ・ 例) 構成員が合計4人で、1人が世田谷区内在勤・在学、1人が在住である場合

(例)

一般団体		テニスグループ	
区内在住者団体	区内在勤・在学者団体	区内在住者団体	区内在勤・在学者団体
区内 3人	区内 2人	区内 2人	区内 1人
区外 2人	区内在勤・在学 3人	区外 2人	区内在勤・在学 3人
合計 5人	合計 5人	合計 4人	合計 4人

4. 登録有効期限及び更新手続きについて

けやきネットの登録の有効期間は2年間です。新規登録料として1団体あたり1,500円をご負担いただきます。有効期限満了後も引き続きけやきネットをご利用になる場合は更新手続きが必要となり、更新料として1団体あたり1,000円をご負担いただきます。有効期限日後に他の施設使用料等とともに、ご指定の支払い方法で請求させていただきます。

更新手続きは、有効期限日の半年前から有効期限当日まで行うことができます。有効期限を過ぎてからの手続きは、新規登録(1団体あたり1,500円)となりますのでご注意ください。

※更新が完了すると、けやきネットで利用者登録カードが発行できるようになります。最新の有効期限が載った利用者登録カードを施設利用時に提示してください。

※更新手続きが完了後の更新料の取消・返還は出来ません。

5. 登録事項の変更手続きについて

登録事項に変更があった場合には、速やかに変更の申請をお願いします。**代表者の交代や、代表者の住所・氏名に変更がある場合は、本人確認資料(運転免許証や健康保険証など)の提出が必要です。**

(主な変更事例)

- ・ 団体区分の変更 (一般団体⇔テニスグループ)
- ・ 団体名の変更
- ・ 団体構成員の変更
- ・ 主な活動施設(抽選申込施設)の変更
- ・ 施設使用料の支払い方法の変更

6. 登録の廃止手続きについて

登録有効期限の到来前に団体登録を廃止する場合は、廃止の手続きが必要です。

※施設使用料等の未納がある場合や、施設予約が入っている場合は廃止手続きができません。

※廃止の手続きが完了した時点で、けやきネットの利用ができなくなります。

※既に納付済みの登録料や更新料の返還は出来ません。

※登録有効期限日までに更新手続きがない場合は、有効期限日をもって、自動的に団体登録が廃止となります。この場合、廃止の手続きは必要ありません。



7. 各種手続きの方法について

利用者登録内容の変更や登録有効期限の更新等の手続きは、電子申請または紙申請により申請ができます。

(1) 電子申請（オンラインによる手続き）

パソコン、スマートフォン等からけやきネットにアクセスして、「マイメニュー」の各種申請メニューより申請してください。けやきネットの操作方法は、けやきネットホームページに掲載の「操作マニュアル（利用者用）」をご参照ください。

代表者の情報を変更する場合や、指定口座の新規登録・変更を行う場合は、提出書類が必要な場合がありますので以下をご確認ください。

<p>けやきネットホームページ</p> <p>https://setagaya.keyakinet.net/Web/</p>	
---	---

●代表者の情報を変更する場合

代表者の住所、氏名の変更または代表者の交代がある場合は、代表者の本人確認資料（住所、氏名、生年月日の記載がある運転免許証、健康保険証等）の写真を、けやきネット本人確認資料提出用（LoGoフォーム）にアップロードして提出してください。

※住民票、マイナンバーの通知カードは不可

<p>けやきネット本人確認資料提出用 （LoGoフォーム）</p> <p>https://logofom.jp/form/JqMJ/361632</p>	
---	---

●指定口座を新規登録・変更する場合

施設使用料の納付方法で口座振替を新たに希望する場合、または現在登録されている口座を変更する場合は、以下のお手続きが必要になります。

・金融機関 [ゆうちょ銀行(郵便局)以外]

けやきネットで口座情報を登録または変更申請後、「口座振替依頼書」をダウンロードして印刷し、押印の上、指定口座の金融機関に提出してください。「口座振替依頼書」の1枚目の「金融機関処理欄」に金融機関の承諾印をもらい、1枚目は利用者様の控えとしてください。2枚目と3枚目は金融機関での保管となります。

※けやきネットで口座情報を登録または変更申請しても、金融機関への手続きが完了しないと新たな口座での口座振替ができません。

※承諾印をもらう手続きを金融機関の窓口で行う場合は、「口座振替依頼書」、「預金通帳」、「届出印」を持参してください。金融機関によっては口座開設店のみのお受付となる場合があります。

※ネット銀行の場合は店舗がないため、郵便とインターネットでの手続きとなります。手続きの詳細は、けやきネットサービスセンター（03-5430-0172）までお問い合わせください。

・ゆうちょ銀行（郵便局）

ゆうちょ銀行の新規登録、またはゆうちょ銀行から金融機関[ゆうちょ銀行以外]へ口座情報を変更する場合は、電子申請での変更手続きができません。「(2) 紙申請（郵送・窓口等による手続き）」をご参照ください。

(2) 紙申請（郵送・窓口等による手続き）

「けやきネット」利用者登録申請書に記入の上、郵送または区の窓口への持参等により提出してください。代表者の情報を変更する場合や指定口座の新規登録・変更を行う場合は、利用者登録申請書のほかに提出書類が必要な場合がありますので以下をご確認ください。

提出書類の配布と受付の窓口、郵送での送付先は6ページをご参照ください。

●代表者の情報を変更する場合

代表者の住所、氏名の変更または代表者の交代がある場合は、代表者の本人確認資料（住所、氏名、生年月日の記載がある運転免許証、健康保険証等）のコピーを利用者登録申請書とあわせて郵送、または区の窓口への持参等により提出してください。

※住民票、マイナンバーの通知カードは不可

●指定口座を新規登録・変更する場合

「金融機関[ゆうちょ銀行（郵便局）以外]と「ゆうちょ銀行（郵便局）」とでは手続きが異なります。

・金融機関 [ゆうちょ銀行(郵便局)以外]

記入・押印した「口座振替依頼書」の1枚目の「金融機関処理欄」に金融機関の承諾印をもらい、1枚目を郵送または区の窓口への持参等によりご提出ください。

2枚目は利用者様の控え、3枚目と4枚目は金融機関での保管となります。

※承諾印をもらう手続きを金融機関の窓口で行う場合は、「口座振替依頼書」、「預金通帳」、「届出印」を持参してください。金融機関によっては口座開設店のみのお受付となる場合があります。

※ネット銀行の場合は店舗がないため、郵便とインターネットでの手続きとなります。

手続きの詳細は、けやきネットサービスセンター(03-5430-0172)にお問い合わせください。

・ゆうちょ銀行（郵便局）

記入・押印した口座振替依頼書を、郵送または区の窓口への持参等によりご提出ください。

※設定が完了するまでに、1か月ほどかかる場合があります。

※届出印や口座名義人のフリガナの相違などで、ゆうちょ銀行(郵便局)より口座振替依頼書が区に返却される場合があります。返却された場合は、区から団体へ再提出を依頼します。



8. 申請書類の配布と受付の窓口

※令和6年4月現在の内容です。

窓 口	変更等 受付	申請書 配付
●各総合支所 地域振興課 生涯学習・施設 (世田谷・北沢・玉川・砧・烏山) ※所在地・電話番号は裏表紙参照	平日8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・ 年末年始は受付不可	○
●区役所西棟 地域行政部 地域行政課 区民施設 ※所在地は下記「郵送で申請する場合」を参照		
●総合運動場 体育館 現地管理事務所 ※総合運動場は、下記の曜日・日時は申請書の配付とお預 かりのみとなります。即日登録はできません。 平日17:00~21:00 土曜・日曜・祝日6:30~21:00 年末年始9:00~17:00		
●各区民センター(奥沢・粕谷・鎌田・上北沢・烏山・桜丘・太子堂・代田・玉 川台・弦巻・深沢・宮坂) 9:00~22:00 ※施設休館日、年末年始は受付不可	○ 預かり のみ	○
●各まちづくりセンター ※北沢・等々力・成城・烏山を除く	平日8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・ 年末年始は受付不可	○ 預かり のみ
●大蔵第二運動場 フロント 8:30~21:45 ※保守点検日は受付不可	○ 預かり のみ	○
●二子玉川緑地運動場 管理事務所 8:30~16:45 ※年末年始は受付不可	○ 預かり のみ	○
●千歳温水プール 管理事務所 9:00~21:00 ※1月1日~3日は9:00~17:00 ※2月と8月以外の第1月曜日(祝日にあたるときはその翌日)、保守点検時 (不定期)、12月29日~31日は受付不可	○ 預かり のみ	○
●世田谷文化生活情報センター 5階生活工房受付 9:00~22:00 ※祝日を除く月曜日・年末年始は受付不可	×	○
●公園有料施設窓口(世田谷・羽根木・玉川野毛町) <4/1~10/31>世田谷8:00~21:00、羽根木・玉川野毛町8:30~19:00 <11/1~3/31>世田谷8:00~21:00(12/28は8:00~17:00)、羽根木・ 玉川野毛町8:30~17:00 ※年末年始は受付不可	×	○

※窓口での手続きには、時間がかかる場合がございます。時間に余裕をもってお越しください。

※本人確認資料のみ提出する場合は、本人確認資料送付台紙(88ページ)に貼付して提出してください。

●郵送で申請する場合は次の宛先へお送りください。

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区地域行政部地域行政課けやきネット担当あて

●FAXで本人確認資料を送付する場合は次の宛先になります。

けやきネットサービスセンター:FAX 03-5430-0173

■施設使用料のお支払いについて

施設を利用した料金（区民施設使用料、施設利用料金）は、口座振替（自動払込）またはコンビニ払いによりお支払いができます。

※下記の4施設を除いた施設の利用料金は「区民施設使用料」として世田谷区からの請求になります。

※総合運動場・大蔵第二運動場・二子玉川緑地運動場・千歳温水プールの利用料金は「施設利用料金」として（公財）世田谷区スポーツ振興財団からの請求となります。また、これらの施設はご利用日の当日に窓口にてお支払いいただくこともできます。

※納付期限を過ぎてもお支払いがない場合は、けやきネットのご利用ができなくなります。また、延滞金が発生することもあります。

(1) 口座振替について

「施設利用料金」の**引落は偶数月の26日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、
「区民施設使用料」の**引落は偶数月の末日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）となり、ともに前月と前々月の2ヶ月分の料金が引落になりますので、料金は**引落日前日までに指定口座へ入金**をお願いします。

例）「施設利用料金」は、4月と5月利用分は6月26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、「区民施設使用料」は4月と5月利用分は6月の末日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、引落の口座振替通知書は、偶数月の中旬頃に代表者または送付先に送付します。また、口座振替の場合、**受領書等の発行はしていません**のでご了承ください。

(2) コンビニ払いについて

「施設利用料金」の**支払期限は偶数月の26日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、「区民施設使用料」の**支払期限は偶数月の末日**（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）となり、ともに前月と前々月の2ヶ月分の料金の請求になりますので、料金は**支払期限までに指定されたコンビニでのお支払い**をお願いします。

例）「施設利用料金」は、4月と5月利用分は6月26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、「区民施設使用料」は4月と5月利用分は6月の末日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）、支払番号通知書は、偶数月の中旬頃に代表者または送付先に送付します。また、**受領書等は代表者の名前で発行されます**のでご了承ください。

※支払期限を過ぎた場合は、支払番号通知書に記載されている支払番号は利用できません。けやきネットの「支払履歴・請求予定照会」から新しい支払番号を取得してお支払いください。

※施設使用料通知書見本は、次ページをご覧ください。

※施設使用料通知書の送付先を変更する場合は、速やかにけやきネットの「利用者情報の変更手続き」より変更申請を行なってください。



施設使用料通知書見本（口座振替の場合）

料金後納郵便

〒000-0000
東京都世田谷区世田谷アパート3号室

世田谷 太郎 様

0000001

けやきネット 施設使用料通知書

世田谷区地域行政部地域行政課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2251
世田谷区 登録番号：T1000020131121

※施設使用の内訳に関しては、各施設の問い合わせ先までお願いします。

000001 利用者ID：00000001
世田谷区団体

← ここからゆっくりはがしてください。

口座振替通知書

発行日：令和 5年12月15日

世田谷区の施設をご利用いただきありがとうございます。
施設使用料は、2ヶ月ごとの請求となります。

令和 5年10月～令和 5年11月分

¥30,000円を（内訳は裏面をご覧ください）

令和 6年1月4日に
お届けの口座から引き落とします。

口座に上記金額のご入金をお願いします。

・引落が出来なかった場合、けやきネットのご利用を停止させていただく場合がありますのでご注意ください。

けやきネット施設をご利用の皆様へ

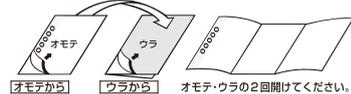
- この通知は、けやきネットでご利用いただいた施設の使用料のお知らせです。
- 口座振替では領収書は発行できませんので、納付状況についてはけやきネットが通帳を確認してください。
- お届けの金融機関の口座情報はけやきネットで確認することができます。
- お支払い方法や、金融機関の口座などに変更がある場合は、窓口や郵送による手続きのほか、けやきネットで申請することもできます。
なお、団体代表者を変更する場合は、本人確認資料の提示が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。
- けやきネットの登録の有効期間は2年間です。
登録から2年後も引き続きけやきネットをご利用になる場合は更新手続きが必要となります。

大切なお知らせです。こちらから開いてご覧ください。

<施設についてのお問い合わせ先一覧>

施設名	お問い合わせ先	電話番号
区民センター 地区会館 区民集会所	世田谷総合支所 地域振興課 生理学習・施設	03-5432-2835
	北沢総合支所 地域振興課 生理学習・施設	03-5478-8045
	玉川総合支所 地域振興課 生理学習・施設	03-3702-1636
	稲城総合支所 地域振興課 生理学習・施設	03-3482-2001
ふれあいの家 啓者会館 高齢者集会所	稲城総合支所 地域振興課 生理学習・施設	03-3326-9376
	市民活動推進課	03-6304-3176
世田谷文化 生活情報センター	(公財)せたがや文化財団	03-5432-1543
世田谷公園	現地管理事務所有料施設窓口	03-3412-0432
羽根木公園	現地管理事務所有料施設窓口	03-3322-0415
玉川野毛町公園	現地管理事務所有料施設窓口	03-3704-4928
小学校・中学校 尾山台地域体育館 希望丘地域体育館 J&S フィールド 第一生命健康フェニックスコート	(公財)世田谷区スポーツ振興財団	03-3417-2829
北山山地区体育室 リコー総合運動場	スポーツ施設課	03-5432-2744

開封方法



けやきネット施設使用料 請求明細

団体名：世田谷区団体

項	利用日	時間帯	施設	室場	請求額
1	2023年10月1日	17:30～22:00	用賀区民集会所	大会議室	1,080円
2	2023年10月7日	9:00～12:00	下北沢区民集会所	地下ホールA	810円
3	2023年10月7日	12:30～14:30	下北沢区民集会所	地下ホールA	540円
4	2023年10月15日	17:30～22:00	上馬高齢者集会所	多目的ホール	4,600円
5	2023年10月20日	12:30～14:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
6	2023年10月21日	17:30～22:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,680円
7	2023年10月22日	17:30～19:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
8	2023年10月22日	20:00～22:00	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
9	2023年10月22日	20:00～22:00	経堂南地区会館	会議室	540円
10	2023年10月24日	9:00～12:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,260円
11	2023年10月25日	12:30～17:00	祖師谷区民集会所	第1会議室	3,600円
12	2023年10月26日	15:00～17:00	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
13	2023年10月26日	17:30～19:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
14	2023年10月27日	12:30～17:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,680円
15	2023年10月30日	12:30～14:30	経堂南地区会館	大会議室	1,100円
16	2023年11月2日	15:00～17:00	松沢区民集会所	体育室	840円
17	2023年11月7日	12:30～17:00	三宿地区会館	大会議室	1,080円
18	2023年11月8日	9:00～12:00	桜新町区民集会所	第2会議室	150円(キャンセル料)
19	2023年11月8日	20:00～22:00	下北沢区民集会所	3階第1会議室	540円
20	団体登録料	-	-	-	1,500円

※本ハガキには上限20項まで表示しております。21項以降の詳細はけやきネットでご確認ください。
※設備使用料(照明料)は使用料に含まれています。

請求額合計 (21項以降含む)	30,000円
・10%対象(税込)	29,850円
内消費税	2,713円

施設使用料通知書見本（コンビニ払いの場合）

料金後納郵便

〒000-0000
東京都世田谷区世田谷アパート3号室

世田谷 太郎 様

0000001

けやきネット 施設使用料通知書

世田谷区地域行政部地域行政課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2251
世田谷区 登録番号: T1000020131121

※施設使用の内訳に関しては、各施設の問い合わせ先までお願いします。

000001 利用者ID: 00000001
世田谷区団体

← ここからゆっくりはがしてください。

支払番号通知書

発行日: 令和 5年12月15日

世田谷区の施設をご利用いただきありがとうございます。
施設使用料は、2ヶ月ごとの請求となります。

令和 5年10月～令和 5年11月分
¥29,500円を(内訳は裏面をご覧ください)
納期限である令和 6年1月4日までに
下記のコンビニエンスストアでお支払い下さい。

支払番号(コンビニエンスストアにより支払番号が異なります。)

支払場所	支払番号
①セブンイレブン	7244912341111
②ファミリーマート	20020-8033071111111
③ローソン/ミニストップ	20020-803301110123
④セイコーマート	530111
⑤デイリーヤマザキ・ヤマザキデイリーストア	3078111111111

・各コンビニエンスストアの端末機でレシートを発券し、レジでお支払い下さい。上記①、⑤では、直接レジに支払番号を伝えることで支払いができます。
・セイコーマートでは、入金の際に確認番号の入力画面が表示されます。本通知の表面下方に印字された利用者IDの頭に00を付け10桁(00******)として入力して下さい。
・納期限を過ぎた場合、本状記載の支払番号は使用できなくなります。けやきネットから新しい支払番号を取得してお支払い下さい。
・納期限まで交付がない場合は、けやきネットのご利用を停止させていただきますので、ご注意ください。

すでに納付された場合は、行き違いですので、お詫び申し上げます。

けやきネット施設をご利用の皆様へ

- この通知は、けやきネットをご利用いただいた施設の使用料のお知らせです。
- 口座振替では領収書は発行できませんので、納付状況についてはけやきネットが通帳で確認してください。
- お届けの金融機関の口座情報はけやきネットを確認することができます。
- お支払い方法や、金融機関の口座などに変更がある場合は、窓口や郵送による手続きのほか、けやきネットで申請することもできます。
なお、団体代表者を変更する場合は、本人確認資料の提示が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。
- けやきネットの登録の有効期間は2年間です。
登録から2年後も引き続きけやきネットをご利用になる場合は更新手続きが必要となります。

<施設についてのお問い合わせ先一覧>

施設名	お問い合わせ先	電話番号
区民センター 地区会館 区民集会所	世田谷総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	03-5432-2835
	北沢総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	03-5478-8045
	玉川総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	03-3702-1636
	稲城総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	03-3482-2001
ふれあいの家 敬老会館 高齢者集会所 健康増進・交流施設 (せたがや・がやがや館)	市民活動推進課	03-6304-3176
	世田谷文化 生活情報センター (公財) せたがや文化財団	03-5432-1543
世田谷公園 羽根木公園 玉川野町公園	現地管理事務所有料施設窓口	03-3412-0432
	現地管理事務所有料施設窓口	03-3322-0415
	現地管理事務所有料施設窓口	03-3704-4928
小学校・中学校 尾山台地域体育館 希望丘地域体育館 J&Sフィールド 第一生命健康テニスコート 北島山区体育室 リコー総合運動場	(公財)世田谷スポーツ振興財団	03-3417-2829
	スポーツ施設課	03-5432-2744

開封方法 うらがえし

オモテから ウラから オモテ・ウラの2回開けてください。

けやきネット施設使用料 請求明細

団体名: 世田谷区団体

項	利用日	時間帯	施設	室場	請求額
1	2023年10月1日	17:30~22:00	用賀区民集会所	大会議室	1,080円
2	2023年10月7日	9:00~12:00	下北沢区民集会所	地下ホールA	810円
3	2023年10月7日	12:30~14:30	下北沢区民集会所	地下ホールA	540円
4	2023年10月15日	17:30~22:00	上馬高齢者集会所	多目的ホール	4,600円
5	2023年10月20日	12:30~14:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
6	2023年10月21日	17:30~22:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,680円
7	2023年10月22日	17:30~19:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
8	2023年10月22日	20:00~22:00	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
9	2023年10月22日	20:00~22:00	経堂南地区会館	会議室	540円
10	2023年10月24日	9:00~12:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,260円
11	2023年10月25日	12:30~17:00	祖師谷区民集会所	第1会議室	3,600円
12	2023年10月26日	15:00~17:00	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
13	2023年10月26日	17:30~19:30	粕谷区民センター	多目的室	1,800円
14	2023年10月27日	12:30~17:00	八幡山区民集会所	大会議室	1,680円
15	2023年10月30日	12:30~14:30	経堂南地区会館	大会議室	1,100円
16	2023年11月2日	15:00~17:00	松沢区民集会所	体育室	840円
17	2023年11月7日	12:30~17:00	三宿地区会館	大会議室	1,080円
18	2023年11月8日	9:00~12:00	桜新町区民集会所	第2会議室	150円(キャンセル料)
19	2023年11月8日	20:00~22:00	下北沢区民集会所	3階第1会議室	540円
20	団体更新料	-	-	-	1,000円
請求額合計 (21項以降含む)					29,500円
+10%対象(税込)					29,350円
内 消費税					2,668円

※本ハガキには上限20項まで表示しております。21項以降の詳細はけやきネットでご確認ください。
※設備使用料(照明料)は使用料に含まれています。



■施設利用のルール

施設を利用する際には、次のことを守ってご利用ください。

共通事項

1. 次のような団体は施設の利用はできません。
 - ・ 営利を目的としたもの（会社等の業務に関する会議等を含む）
 - ・ 秩序を乱すおそれがあるもの
 - ・ 管理上支障のあるもの
2. 利用が認められた団体は、他の団体に利用の権利を譲渡したり、転貸したりすることはできません。
3. **利用にあたっては、原則として登録をした構成員での利用となります。**
けやきネットはグループ活動の場として開放している施設です。不特定多数でのご利用はご遠慮ください。インターネット等で不特定多数の参加者を集め、予約施設に集合して参加費等を徴収する利用はできません。構成員の増減がある場合にはすみやかに変更の申請をお願いします。
4. 承認された利用目的以外での利用はできません。利用目的以外での利用があった場合には、利用を中止していただきます。また、承認された場合でも、他の利用者等へ迷惑となる場合等は利用を中止していただくこともありますので、予めご了承ください。
5. 施設の適切な利用状況を確認するため、職員が立ち入る場合がありますので、予めご了承ください。
6. 団体の代表者または構成員の方は、施設使用の際には利用者登録カードと本人確認資料（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を施設職員または管理人に提示し、ご利用ください。また、利用簿のある施設については必ず記入をお願いします。
7. 近隣の方から葬祭利用の申し出があった場合には、区からご協力をお願いをすることがあります。
葬祭のできる施設（区内11施設）
 - ・ 世田谷地域：宮坂区民センター、下馬南地区会館、経堂南地区会館
 - ・ 北 沢地域：桜上水南地区会館
 - ・ 玉 川地域：玉堤地区会館、九品仏地区会館、上野毛地区会館、新町地区会館
 - ・ 砧 地域：船橋地区会館、喜多見東地区会館
 - ・ 烏 山地域：上北沢地区会館
8. 施設予約後、利用ができなくなった場合は、速やかに取消の手続きをしてください。利用日の前日までインターネット・利用者端末機（利用者端末機の稼働時間は施設によって異なりますので19～20ページをご覧ください）・電話（サービスセンターによる一部代行受付）で取消ができます。当日の取消については各施設まで電話してください。ただし利用日7日前以降の取消についてはキャンセル料がかかります（使用料の20%～100%）。詳しくは16ページをご確認ください。
9. 施設予約後、事前に連絡なく利用しなかった場合は、無断キャンセルとして取り扱います。無断キャンセルをくり返した場合、利用停止となる場合がありますのでご注意ください。必ず事前に予約内容を確認してください。
10. 利用後は必ず清掃および片付け等を行い、有人施設の場合は、利用の終了を施設職員または管理人に報告してください。

11. 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含みます。
12. ごみはお持ち帰りください。
13. 施設の事情により抽選申込や利用ができない日・時間帯があります。また、**利用承認の後であっても、選挙や区・学校主催事業等で利用できなくなることがあります。**
14. 台風等の悪天候や災害等による避難所の開設等により、事前の連絡なく利用できなくなることがあります。
15. 公園・スポーツ（一部を除く）・学校施設では、利用開始時間から30分、区民センターでは利用時間枠の半分が経過した時点でご利用がない場合は、他の団体にお貸しすることがあります。
16. 定員を超える人数でのご利用はできません。

集会施設

1. 飲酒・飲食を伴う利用は原則としてできません。（熱中症予防等のための水分補給を除く。）飲食を伴う利用が認められている施設においては、各施設のルールに従ってください。
2. 退館時には、各館備え付けの使用記録簿に必ずご記入ください。
3. 各施設とも駐車場はありません。また、駐輪スペースも十分でない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。（一部の施設には障がい者用駐車場あり）
4. 使用後は、清掃や電気・水道・ガス等の点検を忘れずにしてください。
5. 各施設とも原則として禁煙です。喫煙できる施設でも決められた場所以外での喫煙はできません。
6. マッチやライター等原則として火気の使用はできません。

公園／スポーツ施設

1. 施設内では、決められた場所以外での飲食および喫煙はできません。
2. 用具は許可されたもののみを使用してください。
3. 利用者用駐車場がない又は少ない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。
4. 降雨等のため、屋外施設が利用できない場合がありますので、施設に確認してください。
5. 各公園の軟式野球場は、学校の冬休み期間中は「広場」として開放するので利用できません。
6. 世田谷公園（こどものひろば公園含む）・羽根木公園・玉川野毛町公園の軟式野球場は、冬期に整備のため使用できない期間があります。期間は広報などでお知らせいたします。
7. 各スポーツ施設では整備のため使用できない場合がありますので、施設に確認してください。
8. 少年団体が二子玉川緑地運動場の少年野球場・少年サッカー場を使用する場合の施設利用料金は無料です。少年団体については（公財）世田谷区スポーツ振興財団施設係（☎03-3417-2829）までお問い合わせください。

このほか世田谷公園内のこどものひろば公園に小学生以下の団体専用の軟式野球場（使用料は無料）があります。また、羽根木公園軟式野球場には「少年野球」（小学生以下の団体）専用の曜日・時間帯を設けています。



以下、温水プール施設共通

1. 当日予約は、現地管理事務所窓口でのご予約となります。
2. 主な活動施設（抽選申込施設）に指定した施設のみ抽選申込が可能となります。総合運動場温水プールか千歳温水プールどちらか1つの施設となります。
3. ご利用の際は、現地管理事務所にて団体利用券を受領し、入退場ゲートより入場、退場をお願いいたします。帰りに未使用の団体利用券を現地管理事務所にお戻しください。
4. 入場は予約時間の10分前から入場可能、プール退水時間は予約終了時間の10分前となります。
5. 当日のコースの予約状況により現地管理事務所にて使用コースの調整をさせていただく場合があります。
6. プール場内への入場は必ず水着を着用しての入場となります。
7. 飛び込みは安全管理上禁止となります。
8. おむつ・トレーニングパンツの完全にとれていない方はプールに入場できません。
9. 刺青・タトゥーをされている方は、ラッシュガード等で隠してご利用をお願いいたします。
10. プールフロア（水深調整台）などの付帯設備をご利用される場合は事前に現地管理事務所にお問い合わせください。
11. プールへの持ち込み物品については各現地管理事務所までお問い合わせください。
12. その他予約及び利用について不明点等がございましたら、現地管理事務所までお問い合わせください。

学校開放施設

1. 初めて利用する団体の責任者は、あらかじめ各施設の問い合わせ先（58～71ページ）に使用可能な物品や施設の状態（ラインの有無等）、利用方法の確認を行ってください。
2. 利用目的にない種目を「その他屋内スポーツ」や「その他屋外スポーツ」などで予約する場合は、事前にその種目が利用可能か確認してください。確認せず来校した場合、種目によっては利用できない場合があります。
3. ガイドブックに記載がある施設でも工事等により一時的にご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. 各施設の利用可能な物品や付帯設備、施設の状態についてのお問い合わせ及び各学校における学校開放の受付（主事室等）は、原則学校の警備職員が行います。**学校に電話をされる場合は受付時間にご注意ください。（16時～18時30分、土・日・祝日等の学校休業日は9時～17時（テニスコート（照明付き）の場合は18時30分）**ただし、巡回等で電話に出られないことがありますので、その場合にはお手数ですが時間をずらしておかけ直してください。
5. 4時間枠の体育館・格技室を2時間利用枠で予約した場合、利用開始時間を利用日の前日までに学校の警備職員にご連絡ください。ただし、9時～11時・13時～15時・17時～19時の2時間（4時間枠のうちの最初の2時間）で利用する場合は連絡不要です。また、学校休業日の17時から21時枠を18時30分からの2時間30分での利用をする場合でも、4時間料金となります。

6. 学校敷地内での飲食・喫煙は絶対にしないでください。（水分補給のための場合は除く。）
7. 用具は許可されたもののみを使用し、学校施設（床面・壁面）や用具に損傷を与えないようにしてください。（学校の器物を破損させた場合は、必ず学校に報告してください。）
例 ●卓球台・ネット、バレー支柱・ネット、バドミントン支柱・ネット、フットサルゴール・ネットは学校開放用として使用できますが、卓球ラケット・ボール、バレーボール・バスケットボール、バドミントンラケット・シャトル等は各団体で持参してください。
また、無断で学校の用具を使用しないでください。
●フットサルは、必ず受付で貸し出す専用ボールを使用してください。
8. 屋内施設（体育館・格技室・ミーティングルーム等）では必ず屋内専用シューズを持参して、履いてください。
9. バスケットボール、バドミントン、野球、サッカー等で他チームと試合をする場合は、あらかじめ学校の許可が必要です。無断で試合をした場合、ご利用をお断りする事があります。
10. 校庭にラインを引く場合は学校の許可が必要です。また、ベース等は各団体で持参してください。
11. 利用前や利用後、利用中の大声、騒音及び利用終了後の門の外や道路上での話し合いや打合せ、喫煙等は、近隣のご迷惑となりますので絶対にしないでください。
12. 学校個々の特殊事情による注意事項については、警備職員の注意・指示に従ってください。
13. 学校によっては時期により、利用目的の種目であっても管理上の事情で利用できない場合があります。
14. 各学校とも駐車場はありません。また、駐輪スペースも十分でない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。
15. 少年団体が学校施設を使用する場合の施設使用料は無料です。ただし、夜間使用の場合は照明料がかかります。少年団体については（公財）世田谷区スポーツ振興財団施設係（☎03-3417-2829）までお問い合わせください。
16. 利用後は必ず清掃および後片付け等を行い、利用の終了を施設職員に報告してください。
17. 夜間利用の場合、照明料は施設使用時間分かかります。
18. テニスコートの夕方枠において、日没等、天候上の理由がある場合、利用時間途中でも終了することができます。その場合の利用料金については、事前に施設職員にご確認ください。照明設備があり、照明を点灯して利用する場合には施設職員にお申し出ください。なお、照明利用の場合には別途照明料がかかります。
19. 現地での当日受付の利用における使用料金（照明料含む）は使用時間にかかわらず、利用時間コマ単位での料金となります。
20. 受付後、学校施設を利用する際は可能な限り、利用団体の利用者は、まとめて入るようになしてください。

以上のことを守って施設をご利用ください。なお、違反した場合には、利用者登録を取消す場合があります。



■施設利用の流れ

1. 予約の種類とスケジュール

(1) 抽選申込ができる団体は、次のとおりです。

- ①区内在住者団体（一般団体）…構成員の半数以上が区内在住で5人以上の団体
- ②区内在住者団体（テニスグループ）…構成員の2人以上が区内在住で4人以下の団体
団体の種別によって申し込みできる予約やスケジュールが異なります。

(2) 予約の種類とスケジュールは次のとおりです。

- ①集会施設・公園施設・スポーツ施設 ※テニスコート除く

利用日の2ヶ月前の月の1日から抽選申込開始 例) 4月利用分は2月1日から

- ②学校開放施設 ※学校のテニスコート含む

利用日の1ヶ月前の月の1日から抽選申込開始 例) 4月利用分は3月1日から

- ③テニスコート ※学校のテニスコート除く

世田谷・羽根木・玉川野毛町公園、総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砦総合運動場、第一生命相娯園のテニスコートは、**利用日の2ヶ月前の月の15日**から抽選申込開始
例) 4月利用分は2月15日から

※メールアドレスをご登録いただいた全ての方に、抽選結果が送付されます。

※主な活動施設（抽選申込施設）に指定した施設の抽選申込が可能です。区内在住者団体（一般団体）は22～71ページから1施設お選びください。

※区内在住者団体（テニスグループ）は、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園、総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砦総合運動場、第一生命相娯園テニスコートの中からお選びください。

※利用日の1ヶ月前の月の25日からは施設予約件数の上限が無くなります。

※空き施設予約は、ご利用される日の前日まで行えます。

①集会施設・公園施設 ・スポーツ施設 ②学校開放施設	③テニスコート	備 考
<p>1日～4日 「抽選申込」 月5件まで</p> <p>※区内在住者団体（一般団体）のみ （※先着順ではありません）</p>	<p>15日～18日 「抽選申込」 月5件まで</p> <p>※区内在住者団体（一般団体）・区内在住者団体（テニスグループ） （※先着順ではありません）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●抽選申込ができるのは、主な活動施設（抽選申込施設）で指定した施設のみです。 ●利用月で5件までです（申込月ではありません）。 ●区内在住者団体（一般団体）は、総合運動場の洋弓場、エアライフル場、陸上競技場、弓道場と世田谷文化生活情報センターは主な活動施設に指定がなくても抽選申込みができます。
<p>5日「抽選・確定」</p>	<p>19日「抽選・確定」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コンピュータによる自動抽選・確定です。
<p>6日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 月10件まで</p> <p>※区内在住者団体（一般団体）のみ （※先着順）</p>	<p>20日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 月10件まで</p> <p>※区内在住者団体（一般団体）・区内在住者団体（テニスグループ） （※先着順）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●抽選結果の確認はこの日から行えます。 ●空き施設予約では主な活動施設（抽選申込施設）で指定した施設以外の予約もできます。 ●抽選申込・空き施設予約を合わせて、月10件までです。 ●空き施設予約の初日は12時から受付です。
<p>12日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」</p> <p>※区内在勤・在学者団体（一般団体）はここから （※先着順）</p>	<p>26日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」</p> <p>※区内在勤・在学者団体（一般団体）・区内在勤・在学者団体（テニスグループ）はここから （※先着順）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区内在勤・在学者団体（一般団体）は12日から、区内在勤・在学者団体（テニスグループ）は26日から、空き施設予約を月10件まで申込できます。 ●空き施設予約の初日は12時から受付です。
<p style="text-align: center;">利用日当日 ※システムでは当日予約はできません</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●<u>利用者登録カードを提示し</u>、施設をご利用ください。

※一部施設は、電話による当日予約を行っています。

詳しくは裏表紙の「施設についてのお問い合わせ一覧」の該当施設の窓口、または、けやきネットサービスセンター（03 - 5430 - 0172）にお問い合わせください。



2. 予約のキャンセルについて

予約のキャンセルは、けやきネットから前日まで入力することができます。

<キャンセル料>

7～6日前	5～3日前	2～1日前	当日
使用料の20%	使用料の50%	使用料の80%	使用料の100%

※抽選申込で自動確定された予約や空き施設予約でされた予約のうち、ご都合により利用できなくなった予約分は、利用日の8日前までにキャンセルしない場合は上記のキャンセル料が発生します。

※利用日の当日キャンセルについては、直接施設へご連絡ください。

※当日無断キャンセルを繰り返した場合、利用停止となる場合があります。

※キャンセル料発生前の期間（利用日の8日以前）にキャンセルされた枠は、翌日の12時から予約ができるようになります。キャンセル料発生期間内（利用日の7日以内）にキャンセルされた枠は、即予約が可能です。

※キャンセル料は、他の使用料等とともに、ご指定の支払い方法で請求させていただきます。

※ふれあいの家4箇所（松原西、中町、成城、南烏山）については、当日キャンセルの場合のみ、規定の使用料をご指定の支払い方法で請求させていただきます。

※支払期限を過ぎると、延滞金が発生する場合があります。

3. 屋外施設（公園施設・スポーツ施設・学校施設）における天候不良（雨天・猛暑等）を理由としたキャンセルについて

屋外施設についても原則として上記のキャンセル料が発生します。ただし、天候不良の場合は、利用日当日、事前に各施設に直接電話で天候不良によるキャンセルである旨お申し出ください。電話を受けた施設側で無料キャンセルの処理を行います。

※けやきネットでキャンセルを行った場合、上記のキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

※利用日当日に電話連絡がない場合、100%のキャンセル料が発生する可能性があります。

※利用日当日、天候不良でないにもかかわらず無断で利用がなかった場合は、100%のキャンセル料が発生します。

※学校施設は学校の警備職員が受付をしますので16時～18時30分（土日祝日等の学校休業日9時～17時（テニスコート（照明付き）の場合は18時30分））にご連絡ください。ただし、巡回等で電話に出られないことがありますので、お手数ですが、その場合は時間をずらしておかけ直してください。

☆早期キャンセルのお願い☆

予約した施設を使用しなくなった場合は、空いている施設を探している利用者のため、速やかにキャンセルしていただくようご協力をお願いします。

4. 羽根木公園の茶室（星辰堂・日月庵）の申し込みについて

羽根木公園の星辰堂・日月庵については、土曜日・日曜日・祝日の「抽選申し込み」と「空き施設予約」の単位が異なります。こちらの説明をよくお読みいただきご利用ください。

(1) 土曜日・日曜日・祝日の「抽選申し込み」

「土曜日・日曜日・祝日」の利用の場合、「抽選申し込み」と「空き施設予約」の単位が異なります。

①抽選申し込みについて

- ・星辰堂は「全棟」で、「一日単位」の抽選申し込みのみを受け付けます。
- ・日月庵は「一日単位」の抽選申し込みのみを受け付けます。

※星辰堂・日月庵ともに「一部の部屋」「一部の時間」を希望する場合も、上記の単位で抽選を申し込んでください。

※申し込みの際は午前と午後を同時に選んで申し込んでください。両方とも選ばないと申し込みできません。

②自動当選後の修正等

- ・自動確定後すぐに星辰堂・日月庵とも、「一部の部屋（たとえば10畳のみ使用する場合）」「一部の時間（たとえば午後のみ使用する場合）」を希望される場合は、羽根木公園有料施設窓口（☎03-3322-0415）にご連絡ください。予約の修正を行います。
- ・星辰堂の「全棟」を「一日単位」でお使いの場合と、日月庵を「一日単位」でお使いになる場合には手続きはいりません。そのまま当日ご利用ください。

(2) 土曜日・日曜日・祝日の「空き施設予約」、平日の「抽選申し込み」及び「空き施設予約」の場合は、次の「部屋の単位」「時間の単位」で申し込みができます。

部屋の単位	利用時間単位		
	午前	午後	午前+午後
星辰堂10畳和室	午前	午後	午前+午後
星辰堂8畳和室	午前	午後	午前+午後
星辰堂4.5畳和室	午前	午後	午前+午後
星辰堂10畳+8畳和室	午前	午後	午前+午後
星辰堂全棟	午前	午後	午前+午後
日月庵	午前	午後	午前+午後

★いずれの部屋も「午前」+「午後」を申し込む場合は、同時に選んで申し込んでください。



5. 施設利用の予約方法

予約や予約キャンセルは次のいずれかの方法でお願いします。操作の詳細は「けやきネット」ホームページの「操作方法」を選択し、操作マニュアルをご覧ください。利用日当日、屋外施設における荒天キャンセルについては16ページをご参照ください。

●けやきネット

【ご利用時間】 7：00～24：00

- ・パソコン、スマートフォン <https://setagaya.keyakinet.net/Web/>
- ・携帯電話 <https://setagaya.keyakinet.net/Mobile/>



●利用者端末機 区の主要施設に設置 ※設置施設は19～20ページ参照

【ご利用時間】 9：00～22：00

※利用者端末機は設置施設の開館時間によりご利用できる時間が異なります。また、施設休館日などにご利用できない日もありますので、各施設にご確認ください。

●けやきネットサービスセンターによる一部代行受付

【ご利用時間】 9：00～22：00 ☎03-5430-0172

※パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用者端末機をご利用できない団体様向けにサービスセンターで担当者が予約等を一部お受け付けします。ただし、電話には限りがありますので、できる限りパソコン、スマートフォンや利用者端末機を利用し、ご予約をお願いいたします。

■利用者端末機設置施設一覧（施設休館日を除く）

施設名	場所	利用時間	所在地／電話番号
桜丘区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	桜丘5-14-1 (TEL:3439-0541)
太子堂区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	太子堂1-14-20 (TEL:3422-1101)
弦巻区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	弦巻1-26-11 (TEL:3426-9624)
宮坂区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	宮坂1-24-6 (TEL:3706-3501)
代田区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	代田6-34-13 (TEL:6407-8408)
奥沢区民センター	ロビー	9:00～22:00	奥沢3-31-6 (TEL:3720-1973)
玉川台区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	玉川台1-6-15 (TEL:3709-4161)
深沢区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	深沢4-33-11 (TEL:3705-4761)
鎌田区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	鎌田3-35-1 (TEL:3709-4311)
粕谷区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	粕谷4-13-6 (TEL:3305-3131)
上北沢区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	上北沢3-8-9 (TEL:3290-3701)
烏山区民センター	1 F ロビー	9:00～22:00	南烏山6-2-19 (TEL:3326-3511)
池尻地区会館	2 F ロビー	9:00～22:00	池尻2-3-11 (TEL:3422-1777)
経堂地区会館	1 F ロビー	9:00～22:00	経堂3-37-13 (TEL:3428-9237)
上馬地区会館	1 F ロビー	9:00～22:00	上馬4-10-17
喜多見東地区会館	1 F ロビー	9:00～22:00	喜多見5-11-10
上北沢地区会館	1 F ロビー	9:00～22:00	上北沢2-1-3 (TEL:3302-4205)
松沢区民集会所 (松沢まちづくりセンター)	1 F ロビー	9:00～22:00	赤堤5-31-5
祖師谷区民集会所 (祖師谷まちづくりセンター)	1 F ロビー	9:00～22:00	祖師谷4-1-23

設 利
置 用
施 者
設 端
一 末
覧 機



施設名	場所	利用時間	所在地／電話番号
寺町通り区民集会所	1 Fロビー	9:00～22:00	北烏山5-1-4
世田谷文化生活情報センター (キャロットタワー)	3 F 市民活動支援 コーナー内	9:00～21:00	太子堂4-1-1 (TEL:5432-1511)
世田谷公園 (有料施設窓口)	1 F	8:00～21:00 12/28 は 8:00～17:00	池尻1-5-27 (TEL:3412-0432)
羽根木公園 (有料施設窓口)	1 F	(4/1～10/31) 8:30～19:00 (11/1～3/31) 8:30～17:00	代田4-38-52 (TEL:3322-0415)
玉川野毛町公園 (有料施設窓口)	1 F	(4/1～10/31) 8:30～19:00 (11/1～3/31) 8:30～17:00	野毛1-25-1 (TEL:3704-4928)
総合運動場 (体育館棟)	管理事務所前	9:00～21:00	大蔵4-6-1 (TEL:3417-4276)
総合運動場 (プール棟)	管理事務所前	9:00～21:00	大蔵4-6-1 (TEL:3417-0017)
大蔵第二運動場	1 Fロビー	9:00～22:00	大蔵4-7-1 (TEL:3416-1212)
千歳温水プール	1 Fロビー	9:00～21:00	船橋7-9-1 (TEL:3789-3911)
世田谷総合支所 (区役所西棟)	1 Fロビー	9:00～17:00	世田谷4-22-33 (TEL:5432-2835)
北沢総合支所 (北沢タウンホール)	1 Fロビー	9:00～22:00	北沢2-8-18 (TEL:5478-8045)
玉川総合支所	1 Fロビー	9:00～22:00	等々力3-4-1 (TEL:3702-1636)
砧総合支所	1 Fロビー	9:00～22:00	成城6-2-1 (TEL:3482-2001)
烏山総合支所	1 Fロビー	9:00～17:00	南烏山6-22-14 (TEL:3326-9376)
三軒茶屋分庁舎 (三茶しゃれなあどホール) 【令和6年5月下旬まで】	1 Fロビー	9:00～22:00	太子堂2-16-7 (TEL:3411-6636)

※施設マップは82～85ページを参照してください。